

次期多摩市都市計画マスタープラン（素案）に関するパブリックコメント実施要項

1	件 名	次期多摩市都市計画マスタープラン（素案）のパブリックコメント（意見公募）
2	目 的	多摩市都市計画マスタープラン（都市計画に関する基本的な方針）は、都市計画法第 18 条の 2 に基づき、住民に最も身近な自治体が住民の意見を反映させながら、都市づくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定める都市計画の方針として、平成 10 年 3 月に策定され、平成 25 年 6 月に改定を行いました。 改定から約 10 年が経過し、「第六次多摩市総合計画」が策定されたこと、社会経済状況の変化や土地利用状況と実際のニーズに乖離が生じていることから都市計画マスタープランの改定を行うこととしました。改定を進めるにあたり、素案を公表し、市民の意見を募るとともに、それらの意見を反映させていくことにより、市民参加によるまちづくりの推進を目的とします。
3	事業内容及び事業説明	平成 25 年 6 月に「多摩市都市計画マスタープラン（多摩市都市計画に関する基本的な方針）」を改定後、土地区画整理事業や地区計画の策定など、様々なまちづくりを進めてきました。 しかし、改定から約 10 年が経過し、社会経済状況の変化等により、まちづくりの方針を見直す必要が生じてきております。 市では、令和 4 年 11 月、多摩市都市計画審議会に都市計画マスタープランの改定について諮問を行ったところ、審議会内に特別委員会を設置し、都市計画マスタープランの改定について審議を行うこととなりました。 新たな都市計画マスタープランは令和 7 年 3 月公表を目指しています
4	資料内容及び公表方法等	(1) 公表する資料 ・次期多摩市都市計画マスタープラン（素案） (2) 公表の方法 ・市役所：東庁舎 2 階都市計画課、第二庁舎 1 階行政資料室 ・多摩中央図書館、多摩センター駅出張所、関戸公民館、永山公民館 ・多摩市公式ホームページを利用した閲覧
5	対象者	市内にお住まいの方、市内で働いている方、市内の学校に通われている方、市内で事業を営まれている方及び活動されている団体等が対象です。
6	意見募集期間	令和 6 年 11 月 26 日（火）～令和 6 年 12 月 26 日（木）まで ※郵送の場合は、期間内必着

7	意見の提出方法及び提出先	(1) 持参（代理人によるものを含みます）：都市計画課 (2) 回収箱（行政資料室、多摩中央図書館、多摩センター駅出張所、関戸公民館、永山公民館の回収ボックスに投函） (3) 郵送：〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1 都市整備部都市計画課 (4) ファクシミリ：042-339-7754 都市計画課あて（受信確認のため送信後に電話番号 042-338-6856 へお電話ください） (5) 公式ホームページ内に期間中設置する応募専用フォーム
8	意見提出の際の必須記入事項	(1) タイトル：次期多摩市都市計画マスタープラン（素案）への意見 (2) 住所 (3) 氏名 (4) 意見本文 ※応募専用フォームを利用する場合は、タイトルの記入は不要です。 ※(1)～(4)の項目のいずれかが記入されていない場合、市民意見として取扱いできない場合があります。
9	意見の取扱い及び応答方法	(1) 期間中にいただいた意見を参考に、「多摩市都市計画マスタープラン」を改定していきます。 (2) 意見募集期間終了後、全ての意見について整理したうえで、市の考えを公式ホームページ等で公表します。個々への回答は行いません。 (3) パブリックコメントに対して寄せられた意見は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがあります。個人が特定される記述はしないでください。 (4) 意見募集期間中にいただいた「市政への提言」は、市民意見募集に寄せられた意見として取り扱わせていただきます。 (5) 意見提出者への到達通知は行いません。
10	担 当	都市計画課 電話 0 4 2 - 3 3 8 - 6 8 5 6（直通）